#### 研究成果報告書 科学研究費助成事業

今和 6 年 5 月 2 7 日現在



交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 1.900.000円

研究成果の概要(和文):本研究では、国内法でも国際法でも待遇や権利が不明瞭であった近世ヨーロッパの外 国人が外国人であるがゆえの困難を克服するために、彼らの同郷の外交官たちがいかなる役割を果たしたのかを 検討することで、18世紀フランスにおける外国人と国家の関係をヨーロッパ国際社会の秩序形成との連関から明 らかにすることを試みた。外交史や国際関係史の研究文献、パリ郊外の外務省文書館で収集した外務卿文書など の史料を読解することで、外国人が自国の外交官に保護を求めた問題の多様性や、外国人の財産の保持において 外交官が果たした仲介者や庇護者としての役割と、国家が国外に滞在・居住する自国民に対して提供した保護の 諸形態を明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義 本研究は、日本ではほぼ未開拓の分野に属する近世ヨーロッパの外交官と外国人に関する研究のなかでも、ほと んど実態が知られていない外交官による自国民の保護的活動に関して、外交史や国際関係史の研究動向を踏ま え、一次史料の分析にもとづいて行われた初めての研究である。外交官の職務や規範、自国民への個別的保護の 例外的性格と実際に試みられた保護の内容を明らかにする本研究は、近世の外交文化の特性や、臣民共同体と外 交官を派遣する彼らの国家との関係のあり方の解明につながる。さらに、国民と国家の利害を代表する近代的な 外交への移行の過程を具体的に明らかにすることにも貢献できる。

研究成果の概要(英文): This study attempts to clarify the relationship between foreigners and the state in 18th century France in relation to the orderly formation of European international society by examining the role of their fellow diplomats in overcoming the difficulties that foreigners in early modern Europe faced because they were foreigners, whose treatment and rights were unclear in both national and international law. By reading research documents on diplomatic history and the history of international relations, as well as documents of foreign ministers collected in the archives of the Ministry of Foreign Affairs in the suburbs of Paris, we have been able to understand the diversity of issues in which foreigners sought protection from their own diplomats, the role diplomats played as intermediaries and protectors in the maintenance of foreigners' property, and the various forms of protection the state provided to its citizens who stayed or resided abroad.

研究分野:近世フランス史

キーワード: 近世ヨーロッパ 国際関係 外国人 外交官

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等に ついては、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1.研究開始当初の背景

外国人史研究は19世紀末以降に主に法制史研究の領域で発展し、外国人の差別的地位と、それを脱却するための帰化の手続き、「国籍」概念の生成が明らかにされた。1990年代末から2000年代にかけては、J-F. DubostとP. Sahlinsによる政治社会史的研究が、王権の外国人政策の特徴や外国人の帰化実践の政治・社会・文化的背景を解明した。しかし、こうした研究では一国史的枠組みと国家側の視点が支配的で、少数の外国人のみが選択した帰化に関心が集中した。そのため、帰化しなかった大多数の外国人が、受け入れ国家の制度に服従するだけでなく、それをいかに利用し交渉しえたのか、そしてその際出身国とのつながりはどのような効力を発揮したのか、という問題は論じられなかった。

他方、国境を越える移動を扱う移民史研究の領域では、Y. Lequin や J-P. Poussou による総合 的研究や、各移民集団のモノグラフィー研究が蓄積されてきた。これらの研究では、長期的な移 民の推移や人口動態、同郷者ネットワークに依拠した移民の経済活動や、受入れ都市における統 合と排除、社会的上昇が明らかにされた。しかし、国家が課す制約から相対的に自由な社会経済 的エリートに分析が集中したため、移民と国家の関係に対する関心は希薄で、移民が自身の外国 人性をいかに生きたのかは十分に検討されなかった。

最後に、1990年代以降、社会文化史的観点から刷新されている外交史・国際関係史において は、国家間交渉の実践的側面と国際社会の秩序観の展開が明らかにされたが、国家間を行き来す る個人の生存や安全と国家間関係の連関には関心が払われてこなかった。

2.研究の目的

以上の研究状況をふまえて、本研究では、近世フランスにおける外国人と国家の関係を、ヨー ロッパ国際社会の秩序形成との連関から明らかにすることを目的とした。具体的には、近世で外 国人の訪れがもっとも多い 18 世紀に、大使をはじめとする外交官が果たした役割に着目した。 外交官制度は、ウェストファリア体制下の国際秩序維持システムとして発展した。外交官は平和 交渉の任務遂行のために、フランスでの社交や諜報を通して情報を収集しており、大臣や貴族と も、フランスに住む自国民とも、日常的な関係を結んでいた。その意味で、外交官はフランスと 外国、宮廷と社会を結ぶ仲介者であり、外国人が祖国で受けられる君主の保護を外国で享受する ための媒介であった。本研究は、外国人が身体と財産の安全確保のために、自国の外交官からい かなる保護や支援を得られたのかを明らかにすることを目指した。事例として、18 世紀に戦時 をのぞくフランス常駐によって同国人にとっての持続的な回路を構成したと考えられるイギリ ス外交官の例を主に分析することとした。

3.研究の方法

具体的には、以下の3つの観点から史料の収集と分析を進めることを課題とした。 (課題))外国人の権利と外交官の職務に関する規範

近世の国際法学者が著した法学論や外交官の職務に関する論考を分析することで、国際法の 観念では外国人の待遇と権利がどうあるべきと考えられ、また外交官の職務がどこまで及ぶべ きと認識されていたのかを明らかにする。

(課題 II) 同郷者コミュニティにおける外交官の位置づけ

外交官が任地において形成したネットワークを分析し、現地の同郷者コミュニティのなかで いかなる位置を占めたのかを明らかにする。主に分析する史料は、フランス外務省文書館に保管 されているパリ外国人監視の記録(外交官の邸宅に出入りする外国人に関する日常的な監視記 録を含む)や18世紀に増加する旅行記・旅行文学である。

(課題 |||) 同郷者のかかわる係争への外交官の介入

フランスでの具体的な係争に際してイギリス人から寄せられた請願に対して、イギリス外交 官はいかに対処したのかを明らかにする。そのためには、外交官がフランスの大臣や司法機関、 治安行政を相手に行った交渉の過程を解明する必要がある。主に分析する史料は、フランス外務 省文書館に保管されている外務卿のイギリス関連政治書簡や、フランス国立公文書館に保管さ れている治安行政文書や司法機関の裁判文書である。

4.研究成果

研究従事期間の 1 年目には、近世ヨーロッパ国際関係や外交史などの研究動向と史料状況を 把握するために、本研究に関連する文献の収集と読解に着手した。

研究課題遂行のために予定していたフランスの文書館での一次史料の調査と収集については、 コロナ禍での渡航制限や実父の急死による心理的ショック、コロナ・ワクチン接種後の体調不良 のため、繰り返し延期せざるを得なかった。2024年3月3日から3月15日まで渡仏することが でき、パリの国立図書館や近郊ラ・クルヌヴの外務省文書館で史料調査を実施した。研究計画に もとづき、外務卿文書イギリス(Correspondance politique avecl' Angleterre)の1783年と 1784年のマイクロフィルムを包括的に閲覧し、イギリス外交官がフランスやその植民地に滞在・ 居住するイギリス臣民から受け取った保護要請の実例を探し出し、写真撮影した。これまでの研 究で、イギリス人がフランスで直面した相続問題に関してイギリス大使が保護的介入を要請さ れた事例は把握していたが、今回の調査を通して、相続だけでなく、植民地戦争の終結に伴う元 英領におけるイギリス臣民の所有権の問題、フランスで発生した詐欺事件に関与したイギリス 人の処罰の問題、パリで発生したイギリス人の死亡事件など、様々な問題でイギリス大使の保護 が要請されたことが明らかになった。

研究成果の一部を研究従事期間の2年目以降、口頭報告や論文のかたちで公表した。

2021 年 9 月に、フランス革命研究会で「近世フランスにおける外国人の処遇をめぐる言説 外国人遺産取得権を中心に 」と題する口頭報告を行い、近世にフランスで外国人の遺産をいか に扱うべきかという問題に関する規範的な言説が、法哲学者や啓蒙哲学者、国際法学者らのあい だでいかに変化したのかを論じ、国内の研究者たちと意見の交換をした。

2022 年 8 月には上記の研究内容を「歓待と差別 近世フランス王国における外国人の処遇を めぐる言説 」と題する投稿論文にまとめ、『史学雑誌』第 131 巻第 8 号で公表した。

2023 年 12 月には、これまでの実施した研究の成果の一部として、18 世紀にフランスに駐在したヨーロッパ諸国の大使が自国民の相続問題に関連して試みた保護的介入に関する論文「18 世紀ヨーロッパの外交官による自国民の保護 駐フランス使節の事例から 」を執筆し、『待兼山論叢』第 57 巻において公表した。

また、大阪大学歴史教育研究会編『市民のための世界史 改訂』(2024年3月)にコラム「国 籍概念の誕生と植民地」を寄港した。

これに加えて、2024年3月に収集した資料の分析から得られた成果を、2024年度以降、学会報告や投稿論文のかたちで公表する予定である。

#### 5.主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件(うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件)

1.著者名 見瀬悠	4.巻 131-8
2.論文標題	5 . 発行年
歓待と差別 近世フランス王国における外国人の処遇をめぐる言説	2022年
3.雑誌名	6 . 最初と最後の頁
史学雑誌	1-36
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	
オープンアクセス	国際共著
オープンアクセスとしている(また、その予定である)	-

1.著者名	4.巻
見瀬悠	57
2.論文標題	5 . 発行年
18世紀ヨーロッパの外交官による自国民の保護 駐フランス使節の事例から	2023年
	-
3. 雑誌名	6.最初と最後の頁
待兼山論叢	1-26
	-
掲載論文のD01(デジタルオブジェクト識別子)	査読の有無
なし	無
オープンアクセス	国際共著
オープンアクセスとしている(また、その予定である)	-

〔学会発表〕 計3件(うち招待講演 2件/うち国際学会 0件)

1.発表者名 見瀬悠

2.発表標題

アンシャン・レジーム期フランスにおける外国人の処遇をめぐる言説 外国人遺産取得権を中心に

3 . 学会等名

日仏文化会館若手研究者セミナー(招待講演)

4.発表年 2022年

1.発表者名 見瀬悠

2.発表標題

近世フランスにおける外国人の処遇をめぐる言説 外国人遺産取得権を中心に

3.学会等名 フランス革命研究会

4 . 発表年

2021年

#### 1.発表者名 見瀬悠

兄/积尨

# 2.発表標題

ユダヤ人は「外国人」か 18世紀フランスにおける臣民資格と宗教

3.学会等名 日仏歴史学会(招待講演)

## 4.発表年

2023年~2024年

#### 〔図書〕 計0件

#### 〔産業財産権〕

〔その他〕

ランス王権と周辺世界 王国と帝国のあいだ 』(刀水書房、2021年)『歴史学研究』1039号、2023年、55-58頁。 直民地」大阪大学歴史教育研究会編『市民のための世界史 改訂』2024年、170頁。

# 6 . 研究組織

氏名のためのためのためのである。	
(山ーマ子氏名) (機関番号) (構ち)	備考

### 7.科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

## 8.本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国相手方研究機関		
----------------	--	--